

宮 代 町
避難行動支援に関する全体計画

平成30年4月
宮代町

目次

1	本計画の策定目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	要配慮者及び避難行動要支援者の範囲	2
4	避難支援等関係者となる者	3
5	避難行動要支援者名簿の作成等	3
	(1) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法	3
	(2) 名簿の記載事項	4
	(3) 避難行動要支援者名簿のバックアップ・管理・更新に関する事項	4
	(4) 避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意確認	4
	(5) 避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への提供	4
	(6) 避難行動要支援者名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために講じる措置	4
	(7) 名簿情報を提供することに不同意であった者に対する対応	4
6	避難行動要支援者の個別避難支援計画の策定等	5
	(1) 避難支援等関係者の安全確保	5
	(2) 個別避難支援計画の策定	5
7	避難行動要支援者の避難支援体制	5
	(1) 避難のための情報伝達	5
	(2) 避難行動支援	6
8	避難所における支援対策	6
	(1) 要配慮者の避難所・支援体制	6
	(2) 避難所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制	6
	(3) 避難所からの福祉避難所への移送について	6
9	福祉避難所における支援体制	7
10	在宅避難の要配慮者に対する支援	7
11	日頃の見守りと避難訓練の実施	8
	(1) 日頃の見守り	8
	(2) 防災訓練	8

1 本計画の策定目的

平成16年7月、新潟・福島、福井で発生した豪雨災害において、災害時に弱い立場に置かれる障がい者や高齢者など災害時要援護者の方々への防災対策が、大きな課題として改めて浮き彫りになり、国は平成17年3月「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定し、18年3月には改訂版（以下「ガイドライン」という。）を発表しました。

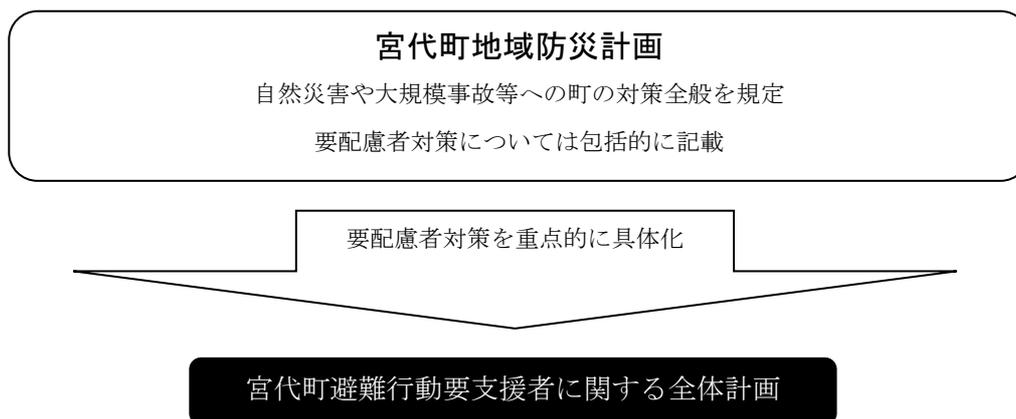
宮代町では、平成18年の地域防災計画の大幅な改訂により、平成19年9月から災害時要援護者登録制度を開始し、平成21年には、避難者支援マニュアルを策定し、災害時要援護者対策を進めてきました。

平成23年3月の東日本大震災においては、死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上り、こうした教訓を踏まえ、国は、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援等がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付け、条例等に定めがある場合を除き、本人から同意を得て避難支援等関係者に情報提供することを定めました。

そこで当町では、宮代町地域防災計画の修正やこれまでの取組み、国の取組指針等を踏まえ、避難支援の対象者の範囲、自助・共助・公助の役割分担、避難行動要支援者の情報の収集・共有の方法、避難準備情報等の発令・伝達、支援体制など、当町における要配慮者対策の基本的事項を定めることとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、宮代町地域防災計画の要配慮者対策を重点的に具体化したものであり、その下位計画に位置付けられます。



3 要配慮者及び避難行動要支援者の範囲

要配慮者は、町内に住む高齢者、身体障がい者、難病患者、知的障がい者、精神障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人等、災害時に何らかの配慮が必要な方々であり、当町における避難行動要支援者は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、家族等の支援も十分に得られない状況にある方で次のいずれかの条件に該当する方とします。

- ①介護保険制度の要介護度3以上の認定を受けている方
- ②視覚障害1級・2級、聴覚障害2級、上肢機能障害1級・2級、下肢機能障害1級・2級、体幹機能障害1級～3級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級を受けている方
- ④療育手帳④又はAの交付を受けている方
- ⑤その他、上記の条件に準ずる方で、特に登録が必要な方

なお、宮代町災害時要援護者登録制度実施要領第2条第1項第3号「75歳以上のひとり暮らしの者」、第4号「75歳以上の高齢者のみの世帯の者」、第6号「前各号に掲げる者の他支援が必要な者」として登録した者、今後の登録を希望する者については⑤として支援の対象とします。

また、①については健康介護課が、②～④については福祉課が管理し、⑤については対象者の状況に応じ、健康介護課及び福祉課において調整するものとします。

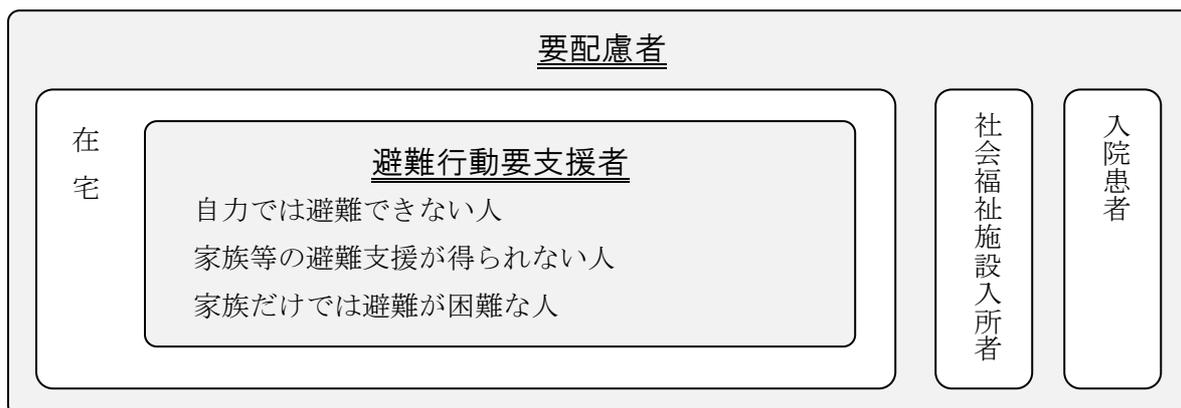
■参考 対象者数（介護保険の認定を受けている方、手帳の交付を受けている方）

平成30年4月1日現在

要介護認定者 (担当課 健康介護課)	要介護認3以上の認定を受けている者（40歳以上）	570名	
障がい者 (担当課 福祉課)	視覚障がい	1級又は2級	32名
	聴覚障がい	2級	19名
	上肢機能障がい	1級又は2級	70名
	下肢機能障がい	1級又は2級	58名
	体幹機能障がい	1級、2級又は3級	51名
	精神障がい	1級	19名
	知的障がい	④又はA	141名

※上記は介護保険の認定を受けている者、障害者手帳の交付を受けている者の人数であり、避難行動要支援者は、このうち自ら避難することが困難であり、家族等の支援も十分に得られない状況にある方です（人数については、重複があります）。

■要配慮者と避難行動要支援者のイメージ図



4 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者は、避難行動要支援者への情報伝達や安否確認、避難誘導等支援ができ、地域の特性や実情を理解・把握している自治会・自主防災組織を基本とし、その他、地域に根ざした活動を行う団体として、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関（消防団を含む）、警察とします。

5 避難行動要支援者名簿の作成等

災害対策基本法及び宮代町地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認、その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎情報となる避難行動要支援者名簿を作成します。

(1) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

避難行動要支援者に関する情報については、改正災害対策基本法の定めにより、次の情報源から情報収集します。

また、下記①の情報については関係部局で把握している情報の集約に努めるとともに、②から⑧の町が把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成に必要と認められるときは、県知事その他の者に対して情報提供を求めることとします。

- ① 町の実施執務によるもの
 - ア 要支援・要介護認定者一覧
 - イ 障害者手帳台帳
 - ウ 住民基本台帳
- ② 埼玉県の実施執務によるもの
 - ア 難病患者に係る情報
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 宮代町社会福祉協議会
- ⑤ 地域包括支援センター

- ⑥ 警察
- ⑦ 消防機関
- ⑧ 自主防災組織等

(2) 名簿の記載事項

氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由を記載するものとします。

(3) 避難行動要支援者名簿のバックアップ・管理・更新に関する事項

災害時の利用を想定し、町は避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の構築に努めます。また、避難行動要支援者名簿情報の更新及び名簿対象者の新規追加・変更・削除は、避難支援等関係者と連携して町が行い、適宜新しい情報を管理しておくとともに更新された情報は町及び避難支援等関係者間で適切に共有します。

(4) 避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意確認

町は、避難行動要支援者に対して制度の趣旨及び避難支援等関係者への名簿情報の提供について、書面により同意確認を行います。なお、重度の認知症や障がい等により、本人の意思確認が困難な場合、親権者や法定代理人等からの同意をもって、本人同意に代えます。

(5) 避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への提供

災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつけるため、避難行動要支援者名簿をあらかじめ避難支援の実施に必要な範囲で、避難行動要支援者本人等の同意に基づき、避難支援等関係者に提供します。

(6) 避難行動要支援者名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために講じる措置

町は、避難行動要支援者名簿を施錠可能なキャビネット、書庫等にて保管するとともに、個人情報の保護に必要な措置を講じます。また、避難支援等関係者に対する名簿の提供に際し、個人情報の保護・重要性について十分な説明を行なうとともに、厳重かつ適切な安全管理措置を徹底させるものとします。

(7) 名簿情報を提供することに不同意であった者に対する対応

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合で、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、提供の拒否の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供し、避難支援等にあたるよう要請します。

6 避難行動要支援者の個別避難支援計画の策定等

(1) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命および身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することが原則です。

(2) 個別避難支援計画の策定

個別避難支援計画は地域の特性や実情を理解・把握している自治会・自主防災組織が、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、同意を得られた避難行動要支援者を対象として、一人ひとりに適した避難行動要支援者個別避難支援計画を策定します。また、町と自治会・自主防災組織以外の避難支援等関係者はコーディネーターとして個別避難支援計画の作成に協力し、災害時の避難行動支援等をより実効性のあるものとしします。

なお、策定にあたっては以下の点に配慮することとしします。

- ・避難支援等関係者自身の不在や被災も考慮し、一人の避難行動要支援者について、できる限り複数の避難支援等関係者が相互に補完しあいながら支援にあたること
- ・一人の避難支援等関係者に役割が集中しないよう、また年齢や特性等に配慮しつつ適切な役割分担を行なうこと
- ・可能な限り災害による被害の影響を受けない経路、整備された広い道路による経路、安全かつ最短となる経路等を考慮して避難経路を定めること。また、周辺道路において、避難に支障が生じる状況を確認した場合は、町に対し連絡すること

7 避難行動要支援者の避難支援体制

避難行動要支援者が地域の実情や災害の状況に応じて、効果的に避難を行えるよう、町は安全確保に配慮するよう努めるとともに、個別避難支援計画で定めるとおりの避難行動支援ができない状況も起こりえることから、あらかじめ避難行動要支援者と避難支援等関係者が共通認識を持つよう促します。

(1) 避難のための情報伝達

避難行動要支援者が円滑に避難するため、または避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、町は情報の伝達にあたっては、下記の点に配慮し、防災行政無線をはじめ、様々な情報伝達手段の検討を行い、きめ細かい情報配信に努めます。

- ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること
- ・障がい等の状況により、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで配信すること

(2) 避難行動支援

避難準備情報の発令等により避難が必要と判断された場合は、個別避難支援計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を実施します。

① 避難準備

避難行動要支援者と避難支援等関係者は、災害発生直後から、あらかじめ定めておいた避難準備及び避難行動支援準備を開始します。

② 避難開始

個別避難支援計画に基づき、避難支援等関係者は避難行動要支援者に対して避難する場所までの避難行動支援を行います。なお、避難支援等関係者や近隣住民は、個別避難支援計画で定めた避難方法や地域で定めている避難ルールに従い、声かけ避難を行うなど、その状況下で可能な避難行動支援を行います。

③ 避難直後

避難が完了し、安全が確保された時点で、避難支援等関係者及び町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、避難支援等関係者、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティアなど多様な主体と連携して、避難行動要支援者に関する情報の把握に努めます。安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、安否確認を進め、安否が確認された避難行動要支援者については、それぞれの特性に応じて必要な対応や配慮を実施するものとします。

8 避難所における支援対策

(1) 避難行動要支援者の避難所・支援体制

避難行動要支援者の避難所及び支援体制については、宮代町地域防災計画に基づき、適切に対応するとともに、避難行動要支援者の障がい等の状況や性別によるニーズの違いに極力配慮を行ないます。

(2) 避難所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制

避難所の責任者は、避難支援等関係者から避難行動要支援者及び避難行動要支援者名簿情報の引継ぎと協力を得て、避難所における避難行動要支援者の支援を実施します。

(3) 避難所からの福祉避難所への移送について

医療や福祉的配慮の必要性が高い要配慮者については、速やかに医療機関や社会福祉施設、または福祉避難所等の適切な受入れ先に移送します。また、移送にあたっては車両・車いす等を活用することとします。

9 福祉避難所における支援体制

町は、通常の避難所では対応が困難な避難行動要支援者が避難する二次避難所として、平成30年4月現在、下記の11施設を福祉避難所として協定を締結しています。今後も福祉避難所となる社会福祉施設や企業団体等と物資や人員等に関する調整を進め、二次避難所の受入体制の充実に努めます。

	福祉避難所名	住所	電話
1	埼玉県立宮代特別支援学校	宮代町金原 636-1	35-2432
2	公設宮代福祉医療センター六花	宮代町須賀 177	36-2760
3	特別養護老人ホームみどりの森	宮代町和戸 1780-1	34-8881
4	特別養護老人ホームふるとねの郷	宮代町和戸 860-1	37-3388
5	グランビュースくらそう	宮代町字道佛 22	36-1212
6	デイサービスセンターもみの木	宮代町字道佛 531-1	33-5501
7	特別養護老人ホームもみの木	宮代町字金原 567	33-5580
8	グループホーム喜楽里	宮代町川端 3-8-25	33-3868
9	グループホームひだまりの家	宮代町大字須賀 1300	36-1165
10	ケアタウン宮代	宮代町須賀 1420-1	32-6151
11	介護老人保健施設はーとぴあ	宮代町字山崎 478-9	36-2122

10 在宅避難の避難行動要支援者に対する支援

自宅の被災状況等により、避難所への避難を必要とせず自宅等にとどまっている要支援者についても、被災により日常生活が困難になることが予想されるので、町は避難支援等関係者と協力し、安否確認・ニーズ等の情報収集を行なうとともに、適切な保健福祉サービスや支援物資が提供されるよう努めます。

1.1 避難行動要支援者に係る防災力の向上

日頃の見守りを始めとして、災害時における地域ぐるみの支援体制が確保されるよう、町はその啓発に努めます。

また、町は避難行動要支援者の参加による避難行動の訓練の実施や、避難行動要支援者本人及びその家族を含む地域住民への防災意識の普及・啓発を積極的に行うよう努めます。

(1) 日頃からの状況把握

避難支援等関係者及び近隣住民は、日頃からの見守り活動等を通じて避難行動要支援者の状況を把握し、災害時における避難行動要支援者の避難支援につながるよう努めます。

(2) 防災訓練

町は、地域で実施する防災訓練において、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者が個別支援計画に基づき避難行動訓練を実施することを推進します。